第1号議案

豊後大野市職員の給与に関する条例及び豊後大野市水道企業職員の給与の 種類及び基準に関する条例の一部改正について

豊後大野市職員の給与に関する条例及び豊後大野市水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成29年2月24日 提出

豊後大野市長 橋 本 祐 輔

提案理由

平成 28 年の人事院勧告、大分県人事委員会勧告に係る国、県の職員給与の改定及び他 市町村における給与改定等の状況等に鑑み、職員の手当等について改正を行いたいので、 この案を提出するものである。 豊後大野市職員の給与に関する条例及び豊後大野市水道企業職員の給与の 種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

(豊後大野市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 豊後大野市職員の給与に関する条例(平成17年豊後大野市条例第55号)の一部 を次のように改正する。

第7条第5項に次の後段を加える。

この場合において、同日の翌日から昇給を行う日の前日までの間に当該職員が法第 29条の規定による懲戒処分を受けたことその他これに準ずるものとして規則で定め る事由に該当したときは、これらの事由を併せて考慮するものとする。

第7条第6項中「職員を」を「職員(次項に規定する職員を除く。以下この項において同じ。)を」に、「同項」を「前項前段」に、「勤務した」を「勤務し、かつ、同項後段の規定の適用を受けない」に、「7級以上」を「7級」に改め、同条第7項中「に関する前項の規定の適用については、同項中「4号給(職務の級が7級以上である職員にあっては、3号給)」とあるのは、「2号給」とする」を「の第5項の規定による昇給は、同項前段に規定する期間におけるその者の勤務成績が極めて良好又は特に良好であり、かつ、同項後段の規定の適用を受けない場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて規則で定める基準に従い決定するものとする」に改める。

第15条第1項中「すべての」を削り、同条第2項第2号中「及び孫」を削り、同項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫
- 第15条第3項を次のように改める。
- 3 扶養手当の月額は、前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき7,000円、同項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については1人につき11,000円とする。

第15条第4項中「5,500円」を「6,000円」に改める。

第16条第1項中「いずれかに該当する」を「いずれかに掲げる」に改め、「(新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に該当する事実が生じた場合において、その職員に配偶者がないときは、その旨を含む。)」を削り、同項第2号中「として、その要件」を「としての要件」に改め、「前条第2項第2号又は第4号」を「扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号」に、「扶養親族たる」を「扶養親族としての」に改め、同項第3号及び第4号を削り、同条第2項中「、扶養親族」を「、職員に扶養親族で前項の規定による届出に係るもの」に改め、「ない」の次に「場合においてその」を加え、「前項第1号」を「同項第1号」に、「生じた場合においては」を「生じたときは」に、「すべて」を「全て」に、「扶養親族たる」を「扶養親族としての」に改め、同条第3項中「これを受けている職員に更に第1項第1号に掲げる

事実が生じた場合、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合、扶養手当を受けている職員について同項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合又は職員の扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった」を「次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた」に、「これらの」を「その」に、「扶養手当を受けている職員に、更に第1項第1号」を「第1号」に改め、「(扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族としての配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。)及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定」を削り、同項に次の各号を加える。

- (1) 扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合
- (2) 挟養手当を受けている職員の扶養親族で第1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族としての要件を欠くに至った場合
- (3) 職員の扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合

第18条第1項に次のただし書を加える。

ただし、当該職員が豊後大野市の区域外に居住している者である場合(第3号又は第4号に該当する場合その他規則で定める場合を除く。)は、支給しない。

(豊後大野市水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第2条 豊後大野市水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成17年豊後大野市条例第235号)の一部を次のように改正する。

第7条中「もの」の次に「(管理者が別に定める職員を除く。)」を加える。

第17条第2項中「又は介護休暇」を「、介護休暇」に改め、「休暇をいう。)」の次に「又は介護時間(要介護者(配偶者、父母、子、配偶者の父母その他管理者が指定する者で負傷、疾病又は老齢により管理者が指定する期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。)の介護をするため、管理者が別に定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。)」を加える。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。ただし、第1条中豊後大野市職員の給与に関する条例第7条の改正規定及び第2条中豊後大野市水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第17条の改正規定は、公布の日から施行する。

(扶養手当に関する経過措置)

- 2 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間は、第1条の規定による改正後の豊後大野市職員の給与に関する条例(以下「改正後の給与条例」という。)第15条第3項及び第16条の規定の適用については、同項中「前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき7,000円、同項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については1人につき11,000円」とあるのは「前項第1号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる配偶者」という。)については11,000円、同項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については11,000円、同項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については1人につき9,000円(職員に配偶者がない場合にあっては、そのうち1人については11,000円)、同項第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族(以下「扶養親族たる父母等」という。)については1人につき7,000円(職員に配偶者及び扶養親族たる子がない場合にあっては、そのうち1人については9,500円)」と、同条第1項中「その旨」とあるのは「その旨(新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に掲げる事実が生じた場合において、その職員に配偶者がないときは、その旨を含む。)」と、
 - (2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合(扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至った場合を除く。)

とあるのは、

- 「(2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合(扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至った場合を除く。)
 - (3) 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者のない職員となった場合(前号に該当する場合を除く。)
 - (4) 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合(第1号に該当する場合を除く。)

と、同条第3項中「においては、その」とあるのは「又は扶養手当を受けている職員について第1項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの」と、「その日が」とあるのは「これらの日が」と、「の改定」とあるのは「の改定(扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定並びに扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって配偶者及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るもののないものが扶養親族たる配偶者又は扶養親族たる子を有するに至った場合における当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。)、扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない

職員となった場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るもののないものが配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定」とする。

(住居手当に関する経過措置)

3 平成29年4月1日から平成32年3月31日までの間は、改正後の給与条例第18条第 1項の規定にかかわらず、同項第1号に該当する職員に限り、同項ただし書の規定は、 適用しない。